

令和4年度の事業系食品ロス量が削減目標を達成！

～食品ロス量(令和4年度推計値)を公表～

農林水産省は、食品ロス削減の取組を一層促進するために、食品ロス量の推計を行い、消費者庁、環境省とともに公表しています。

令和4年度の食品ロス量は472万トン(前年度比▲51万トン)、このうち食品関連事業者から発生する事業系食品ロス量は236万トン(前年度比▲43万トン)、家庭から発生する家庭系食品ロス量は236万トン(前年度比▲8万トン)となりました。

これにより、2030年度までに2000年度比で半減(547万トン→273万トン)するという事業系食品ロス削減目標を達成しました。

1. 食品ロス量(令和4年度推計値)

農林水産省は、令和元年7月に公表した「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(食品リサイクル法)の基本方針において、食品関連事業者から発生する事業系食品ロスを2000年度比で2030年度までに半減させる目標を設定しています。

令和4年度の食品ロス量推計値は、472万トンとなり、前年度より51万トン減少しました。このうち、食品関連事業者から発生する事業系食品ロス量は236万トンとなり、前年度より43万トン減少し、事業系食品ロス量の削減目標を達成しました。

これは、令和4年度も新型コロナウイルスによる市場の縮小等の影響があったものの、長年にわたり食品事業者の食品ロス削減の取組が着実に進められてきた成果だと考えております。

令和4年度の推計値をもって、目標を達成しましたが、引き続き、関係省庁とも連携し、消費者の理解を得ながら食品事業者とともに、より一層の食品ロス削減のための取組を進めてまいります。

(表) 食品ロス量推計値の推移

	令和3年度	令和4年度	前年との比較
食品ロス量	523万トン	472万トン	▲51万トン、▲9.8%
事業系食品ロス量	279万トン	236万トン	▲43万トン、▲15.4%
家庭系食品ロス量	244万トン	236万トン	▲8万トン、▲3.3%

食品ロス削減国民運動のロゴマーク（ろすのん）



2. 食品ロスについて

「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品です。

平成27年9月に国際連合で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で定められている「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals: SDGs)のターゲットの1つに、2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食品廃棄物を半減させることが盛り込まれるなど、国際的にも食品ロス削減の機運が高まっています。

我が国においても、食品ロス削減の取組を「国民運動」として推進するため、令和元年に食品ロス削減推進法が施行され、令和2年3月には、基本方針（「食品ロスの削減に関する基本的な方針」）が閣議決定されました。

3. 参考

- ・環境省公表ページ

https://www.env.go.jp/press/press_03332.html 【外部リンク】

- ・消費者庁公表ページ

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/education/#introduction 【外部リンク】

- ・農林水産省ホームページ

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/index.html

4. 添付資料

- ・日本の食品ロスの状況（令和4年度）
- ・食品ロス量の推移（平成24～令和4年度）



お問合せ先

大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課

食品ロス・リサイクル対策室食品ロス削減・リサイクル班

担当：速見、大嶋、菊田

代表：03-3502-8111（内線 4319）

ダイヤルイン：03-6744-2066

日本の食品ロスの状況（令和4年度推計値）

日本の「食品ロス量」

約472万トン



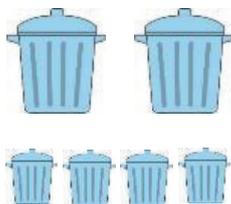
事業系

約236万トン



家庭系

約236万トン



国民1人当たり食品ロス量

1日 約103g

※おにぎり約1個のご飯の量(約110g)に近い量

年間 約38kg

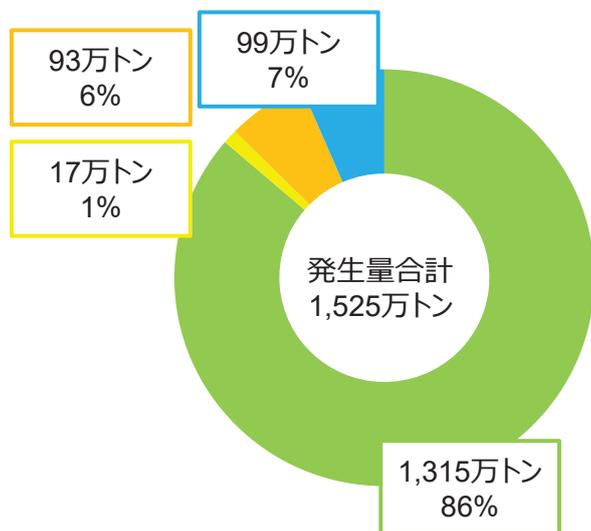


資料：総務省人口推計(2022年10月1日)

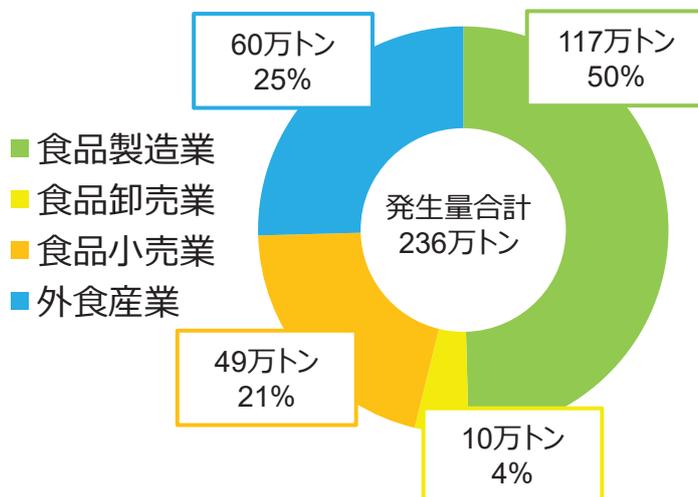
事業系の食品廃棄物等と食品ロスの発生量（令和4年度推計）

- ✓ 食品廃棄物等の発生量は、令和4年度で1,525万トンとなっており、このうち食品製造業が86%を占めている。
- ✓ 可食部の食品廃棄物等の発生量は236万トンとなっており、このうち食品製造業が50%、外食産業が25%を占めている。

①事業系食品廃棄物の業種別内訳



②事業系食品ロス（可食部）の業種別内訳



四捨五入の関係で、数字の合計が一致しないことがある。

事業系食品ロス削減に関する目標

【目標】 2000年度比（547万トン）で、2030年度までに半減させる（273万トン）

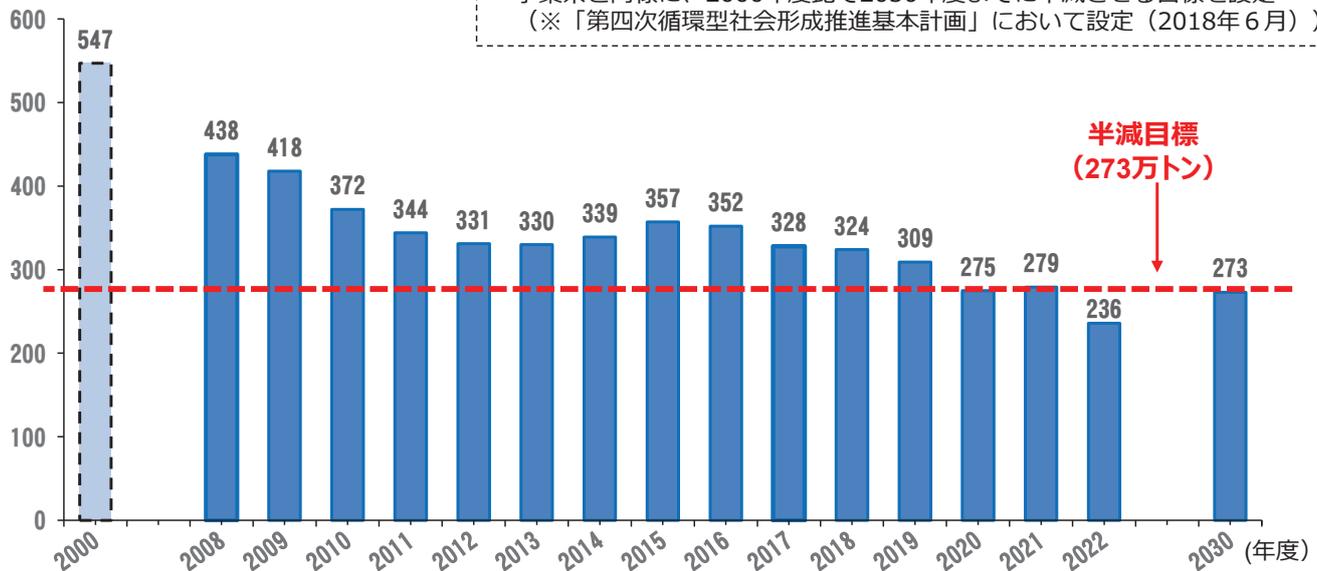
※食品リサイクル法の基本方針(2019年7月)、食品ロス削減推進法の基本方針(2020年3月)において設定。

※起点となる2000年度は、食品リサイクル法成立の年度

【新たな目標について】

2022年度での食品ロス削減目標の達成を踏まえ、新たな目標について議論を開始する必要。食料・農業・農村政策審議会食料産業部会の「食品リサイクル小委員会」等で議論を開始。

事業系食品ロス量（万トン）



(参考) 家庭系食品ロス

事業系と同様に、2000年度比で2030年度までに半減させる目標を設定

(※「第四次循環型社会形成推進基本計画」において設定(2018年6月))

食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会（趣旨・目的）

政府の動き等

農林水産省では、制定から約20年が経過した食料・農業・農村基本法の見直しに向けた検討を実施中。その方向性を示す、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」を決定。

【食料・農業・農村政策の新たな展開方向（抜粋）】

(令和5年6月2日付食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定、本部長：総理)

2 食料の安定供給の確保

(8) 食品産業（食品製造業、外食産業、食品関連流通業）の持続的な発展

食品ロスの削減に向けては、製造段階での**製造の効率化、賞味期限延長のための技術開発、納品期限（1/3ルール）等の商慣習の見直し**とともに、**食品廃棄量の情報に加えて、フードバンクへの寄附量の開示を促進**するなど、**食品事業者の取組を促進**する。

【参考】

- 「新たな展開」方向では、「円滑な食品アクセスの確保」の観点からも、「2024年問題」などのトラックドライバーの人手不足の深刻化を踏まえ、物流の生産性向上に向けた商慣行の見直しの必要性も明記されている。

開催の目的

- 食品廃棄物等の発生抑制、食品ロス削減を効果的に進めるためには、**食品業界・消費者・行政で協調し、取り組むことが必須**。
- 取組を進める上での**課題やその解決策等を相互に共有・発信する場を創出し、国民運動として食品ロス削減の更なる推進を図る**。

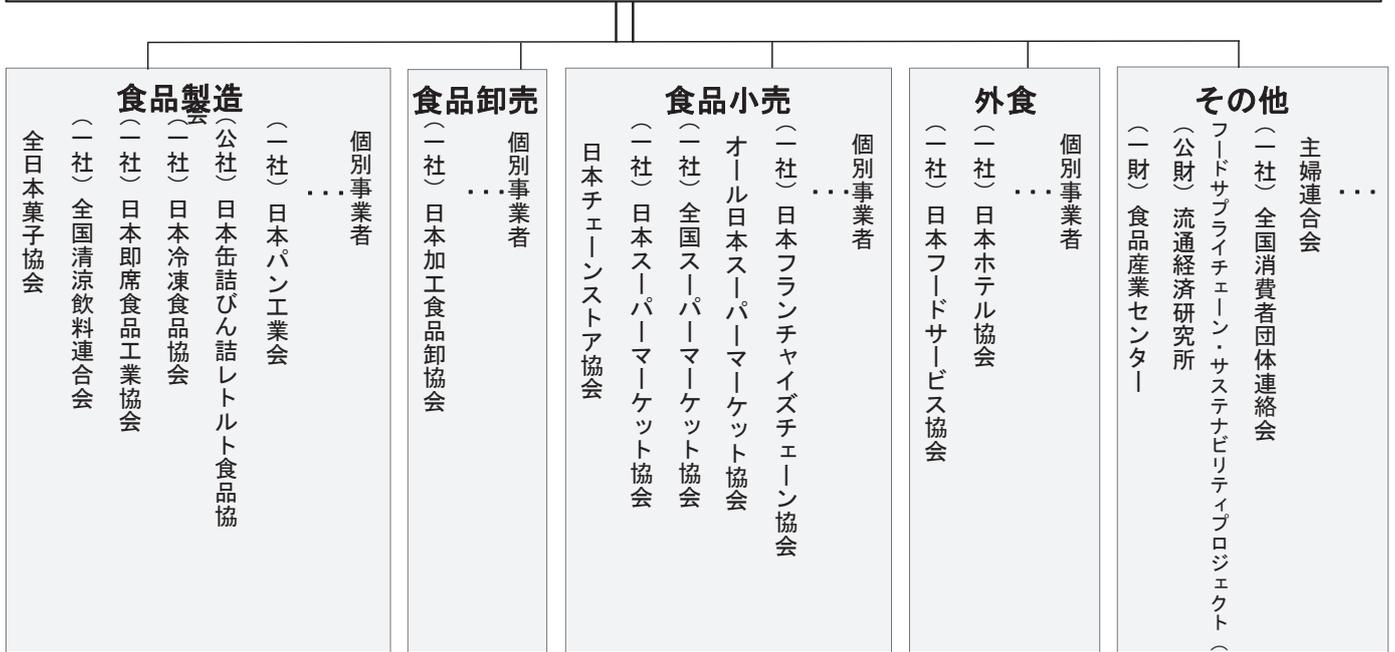
食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会の構成

開催の目的

- 食品廃棄物等の発生抑制、食品ロス削減を効果的に進めるためには、**食品業界・消費者・行政で協調し**、取り組むことが必須。
- 取組を進める上での**課題やその解決策等を相互に共有・発信する場を創出し**、**国民運動として食品ロス削減の更なる推進**を図る。

食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会

事務局：農林水産省



オブザーバー：消費者庁、環境省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、地方農政局等

※フードサプライチェーン・サステナビリティプロジェクト（FSP）

（一社）日本調加工食品卸協会、小売3団体（一社）日本スーパーマーケット協会、（一社）全国スーパーマーケット協会、オール日本スーパーマーケット協会、

食品物流未来推進会議（SBM）：味の素（株）、カゴメ（株）、キッコーマン食品（株）、キュービー（株）、日清オイリオグループ（株）、（株）日清製粉ウェルナ、ハウス食品グループ（株）、（株）Mizkan

今後の情報連絡会の開催について

- 食品廃棄物等の発生抑制、食品ロス削減を効果的に進めるためには、**食品業界・消費者・行政で強調し**、取り組むことが必須。
- 取組を進める上での**課題やその解決策等を相互に共有・発信する場を創出し**、**国民運動として食品ロス削減の更なる推進**を図る。

第1回	2023年10月31日（火） <ul style="list-style-type: none">● 食品関連事業者各社の取組報告（商慣習の見直し） <p>（昨年9月の野村前大臣メッセージ「期限内食品はすべて消費者へ」の取組*を中心に報告 * 納品期限の緩和、賞味期限の安全係数、「年月」表示等</p> <ul style="list-style-type: none">● 商慣習の見直しに係る取組の拡大に向けた意見交換
第2回	2024年4月23日（火） <ul style="list-style-type: none">● 食品廃棄物等の発生抑制に向けた農林水産省の取組について● 食品ロス削減に係る取組について（報告）● 意見交換
第3回	2024年11月予定 食品ロス削減をめぐる情勢を報告等

食品リサイクル法の基本方針等の見直し

- 食品リサイクル法の基本方針は、施行令第3条で「おおむね5年ごとに、主務大臣が定める目標年度までの期間につき定めるものとする」と定められている。
- 現行の基本方針は、2019年に定められ、制定後5年が経過するため、**今年度、見直しを行う。**



その際、現行の食品ロス削減に係る目標の目標年度が2030年度とされていることを踏まえ、その達成状況を検証し、**発生抑制に主眼を置いた見直し**を実施

政府の方針等に基づき、施策の具体化を進めることとされている事項も踏まえ、以下について検討

① 食品リサイクル法の基本方針の見直し

- ⇒ 発生抑制に取り組む優良事業者が適正に評価される環境整備
- ⇒ 納品期限（1/3ルール）等の商慣習の見直し促進
- ⇒ 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する2025年度からの新たな目標の設定

② 食品リサイクル法の判断基準省令や定期報告書令の見直し検討

- ⇒ 基本方針の見直しと合わせ、判断基準省令等を検証し、必要な見直しを検討

※今後、食料・農業・農村政策審議会食料産業部会（食品リサイクル小委員会）で審議を開始し、パブリックコメントや審議会の答申を経て、年度内に基本方針等を改正

審議の進め方（案）

時期	事項
令和6年5月22日	食料・農業・農村政策審議会への諮問事項の進め方について、食料産業部会で審議（具体的な調査審議について食品リサイクル小委員会へ付託）書面開催
令和6年6月28日	食料産業部会食品リサイクル小委員会と中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会の合同会合 （1回目：基本方針の見直しに係る検討事項について審議等）①
令和6年8月下旬	1回目の審議を踏まえ、以下を順次実施
令和6年9月下旬以降	・合同会合で審議（食品リサイクル法に基づく基本方針の見直し等方向性まとめ）② ・合同会合で審議（食品合同委員会報告書案）③ パブリックコメント（食品合同委員会報告書案） 循環型社会部会で報告（食品合同審議会報告書案） ・合同会合で審議（パブコメ報告、食品合同委員会報告書最終案提示）④ ・合同会合で審議（基本方針及び判断基準省令改正案）⑤ パブリックコメント（基本方針及び判断基準省令改正案） ・合同会合で審議（パブコメ報告、基本方針及び判断基準省令最終案提示）⑥
令和6年12月下旬	食料産業部会で審議（食料・農業・農村政策審議会答申案） 循環型社会部会で審議（中央環境審議会答申案）
令和7年3月	省令・告示の改定・公布（告示）